

三次市教育委員会告示第 号

三次市子ども会等資源ごみ回収助成金交付要綱案を次のように定める。

平成28年 月 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市子ども会等資源ごみ回収助成金交付要綱（案）

（目的）

第1条 この告示は、家庭から排出される一般廃棄物のうち再生利用が可能な古紙、布、スチール缶及びアルミ缶（以下「資源ごみ」という。）を回収した子ども会、PTA、スポーツ少年団その他子どもの健全な育ちをめざして活動する団体等（以下「団体等」という。）に対し、予算の範囲内において助成金を交付することにより資源ごみの回収運動を推進するとともに、ごみの減量を図り、あわせて子どもの社会参画や環境改善に対する意識の醸成に資することを目的とする。

（団体等の届出）

第2条 資源ごみの回収運動に協力しようとする団体等は、あらかじめ三次市子ども会等資源ごみ回収助成金届出書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請を受けた場合は、これを審査し、相当と認めたときは、その旨を三次市子ども会等資源ごみ回収助成金団体等承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（団体等への助成金）

第3条 教育委員会は、前条の規定により届出をした団体等が資源ごみを回収し、処分したときは、資源ごみ1キログラムにつき10円を乗じて得た額を助成金として交付するものとする。

2 前項の額については、市場価格を勘案のうえ、減額し、又は必要のない場合は助成を打ち切るものとする。

3 第1項の助成金の交付を受けようとする団体等は、三次市子ども会等資源ごみ回収助成金交付申請書（様式第3号）に、教育委員会が発行する計量伝票又は三次市資源ごみ売却（引渡）通知書（様式第4号）及び売却業者が発行する計量（数量）伝票を添付して教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の申請を受けた場合は、これを審査し、適当と認めるときには、三次市子ども会等資源ごみ回収助成金交付決定通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。

（助成金の交付期限）

第4条 助成金は、前条の申請のあった日の属する月の翌月に交付するものとする。

（変更届）

第5条 第2条の届出書の内容に変更を生じた団体は、速やかに三次市子ども会等資源ごみ回収助成金変更承認申請書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請を受けた場合は、これを審査し、適当と認めるときは、三次市子ども会等資源ごみ回収助成金変更承認通知書（様式第7号）により、その旨を通知するものとする。

（団体等の責務）

第6条 団体等は、常に資源ごみ集積場所等の清潔の保持に努めるとともに資源ごみ以外のごみが集積された場合は、原則として団体等の責任においてこれを処分しなければならない。

（助成金の返還）

第7条 教育委員会は、偽りその他不正な行為により助成金を受けた団体等があるときは、その団体等から当該助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第2条関係）

三次市子ども会等資源ごみ回収助成金届出書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

住 所

団体名

代表者

印

連絡先 電話

三次市子ども会等資源ごみ回収助成金要綱第2条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。


- 1 事業実施期間 年 月～ 年 月
- 2 回収地域
- 3 回収対象世帯数 世帯
- 4 回収予定回数 年 回
- 5 売却予定業者
- 6 資源ごみ集積場所

付近見取図 ※地図添付可能

様式第2号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

三次市教育委員会教育長 

三次市子ども会等資源ごみ回収助成金団体等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった三次市子ども会等資源ごみ回収助成金届出書については、三次市子ども会等資源ごみ回収助成金要綱第2条の規定により、次のとおり承認し通知します。

- 1 事業実施期間 年 月～ 年 月
- 2 回収地域
- 3 回収対象世帯数 世帯
- 4 回収予定回数 年 回
- 5 売却予定業者
- 6 交付の条件

様式第3号（第3条関係）

三次市子ども会等資源ごみ回収助成金交付申請書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

団体名

代表者住所

氏名

印

連絡先 電話() —

三次市資源ごみ回収助成金を受けたいので、三次市子ども会等資源ごみ回収助成金要綱第3条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 申請額 金 円也(kg× 10円)
- 2 回収期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 3 口座振替依頼

振込先金融機関名	銀行 農協 信金	本店 支店
預金種目	1 普通	2 当座
口座番号 (フリガナ)	No.	
口座名義		
※ 口座名義は、団体名のあるものでなければ口座振替の方法となりません。		

(添付書類)

- (1) 資源ごみ売却通知書提出用 枚
- (2) 市長が発行する計量伝票又は三次市資源ごみ売却(引渡)通知書(様式第4号)及び売却業者が発行する計量(数量)伝票
- (3) 通帳の写し(口座名義・口座番号が確認できるもの)

様式第4号（第3条関係）

三次市資源ごみ売却(引渡)通知書					控用	
金		円也				
買上業者名 (取扱業者名)				印		
内訳					年	
月	日分					
品名	重量	単価	金額		備考	
新聞	kg	円		円		
雑誌						
ダンボール						
布						
スチール缶						
アルミ缶						
合計						
(注意) この通知書に計量・数量伝票を添えてください。 年 月 日						

三次市資源ごみ売却(引渡)通知書					提出用	
三次市教委委員会教育長 様				印		
				団体名 代表者住所 氏名 連絡先 電話		
金		円也				
買上業者名 (取扱業者名)				印		
内訳					年	
月	日分					
品名	重量	単価	金額		備考	
新聞	kg	円		円		
雑誌						
ダンボール						
布						
スチール缶						
アルミ缶						
合計						
上記のとおり売却(引渡)したので、計量・数量伝票を添えて通知します。 年 月 日						

様式第5号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

三次市教育委員会教育長 印

三次市子ども会等資源ごみ回収助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三次市子ども会等資源ごみ回収助成金については、三次市子ども会等資源ごみ回収助成金要綱第3条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 事業実施期間 年 月～ 年 月
- 2 助成金交付決定額 金 円
- 3 交付の条件

三次市資源ごみ回収実施要綱の規定による。

様式第6号（第5条関係）

三次市子ども会等資源ごみ回収助成金変更承認申請書

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

団体名

代表者住所

氏名

印

連絡先 電話() ー

年 月 日付け 第 号で通知を受けた三次市子ども会等資源ごみ回収助成金事業所等承認通知書について、申請内容を変更したので、三次市子ども会等資源ごみ回収助成金要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容

(変更前)

(変更後)


2 変更の理由

3 添付書類等

様式第7号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

三次市教育委員会教育長 

三次市子ども会等資源ごみ回収助成金変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった三次市子ども会等資源ごみ回収助成金変更承認申請については、三次市子ども会等資源ごみ回収助成金要綱第5条の規定に基づき、次のとおり承認したので通知します。

1 変更の内容

（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

3 添付書類等